

社会福祉法人住道学園定款

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供を推進し、その利用者の意向を尊重して創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第二種社会福祉事業

(イ) 幼保連携型認定こども園の経営

(ロ) 一時預かり事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人住道学園という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を大阪府大東市三住町10番10号に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事2名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として

適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員は、無報酬とする。

第三章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (3) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分
- (7) 社会福祉充実計画の承認
- (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印する

第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1名を業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事は、無報酬とする。

(職 員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構 成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招 集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 大阪府大東市三住町639番
宅地 330.74 m²
- (2) 大阪府大東市三住町642番・643番合併1
宅地 789.35 m²
- (3) 大阪府大東市三住町642番・643番合併13
宅地 337.91 m²
- (4) 大阪府大東市三住町643番2
宅地 561.98 m²
- (5) 大阪府大東市三住町643番12
宅地 125.61 m²
- (6) 大阪府大東市三住町642番地・643番地合併1、
643番地2
家屋番号 643番2の2
校舎 鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき地下1階付2階建
床面積 1階 694.97 m²
2階 684.39 m²
地下1階 110.33 m²
- (7) 大阪府大東市三住町639番地、643番地12
家屋番号 639番
校舎 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 162.47 m²
附属建物
符号 1
便所 軽量鉄骨造スレートぶき平家建
床面積 30.04 m²

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議

員会の承認を得て、大東市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、大東市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する

ものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解 散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、大東市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を大東市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人住道学園の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

1 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	間野 功雄
理 事	岸田 章
理 事	大東 省三
理 事	大東 弘
理 事	河合 由紀子
理 事	間野 大雄
監 事	川崎 吉包
監 事	上田 博

2 第11条、第14条、第24条及び第25条の改正は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、第5条で定める評議員の人数は、平成29年4月1日から平成32年3月31日までの間は4名以上とする。

社会福祉法人住道学園 理事・監事・評議員名簿

H29.7 時点

	氏名	住所	職業等
理事長	間野 功雄	大東市	本傳寺住職
理事	岸田 章	大東市	歯科医師
理事	松本 光	大東市	小学校教頭
理事	間野 美奈子	大東市	住道こども園園長
理事	田中 春美	大東市	住道こども園副園長
理事	松本 淳子	東大阪市	住道こども園主幹保育教諭
監事	今井 清	大東市	無職
監事	藤井 博英	寝屋川市	税理士
評議員	上田 博	大東市	社会福祉協議会監事
評議員	大東 弘	大東市	社会福祉法人理事
評議員	間 紀夫	大東市	弁護士
評議員	松本 正子	大東市	民生児童委員

役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人住道学園の定款第8条および第21条の規定に基づき、役員および評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事および監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益および退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）および手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第8条および第21条に定めるとおり無報酬とする。

(費 用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

平成 28 年度社会福祉法人住道学園事業報告書

1. 法人の概要

名 称 社会福祉法人 住道学園（平成 24 年 4 月 4 日法人設立）

代表者 理事長 間野 功雄

住 所 大阪府大東市三住町 10 番 10 号

電 話 072-872-4218

F A X 072-870-1807

設置するこども園

住 所 大阪府大東市三住町 11 番 21 号

名 称 幼保連携型認定こども園 住道こども園

役 員

理 事 6 名

監 事 2 名

理事会 3 回開催

教職員 43 名

2. 事業概要（住道こども園）

《教育・保育方針》

「本願に生き、共に育ちあう保育」（真宗保育）の精神によって教育・保育しています。

《教育・保育内容》

喜びと感謝の心を培うため、仏教賛歌による礼拝、食事のときの合掌、おはよう、さようならのときの礼を徹底しています。

《園児数》

（単位：人）

		1クラス定員	クラス数	各学年定員	園児数 (H29.3)
5才児	白組	35	2	70	65
4才児	黄組	35	2	70	67
3才児	桃組	20	3	60	55
2才児	ふじ組	24	1	24	23
1才児	あお組	18	1	18	20
0才児	あか組	12	1	12	14
		合計	10	254	244

《保育時間（預り保育、延長保育含む）》

月～金曜日 最大 7時00分～19時00分
土曜日 最大 7時00分～17時30分
日曜・祝日 休園

《預り保育、延長保育の時間及び費用（月～金曜日）》

2号、3号短時間	: 17時30分～19時	1回 500円	※月ぎめ 5,000円
2号、3号標準時間	: 18時～19時	1回 300円	※月ぎめ 3,000円
1号	: 14時～16時	1回 500円	
1号	: 14時～17時30分	1回 800円	※月ぎめ 8,000円

《行事実施状況》

親子園外保育、釈迦誕生花まつり、創立記念音楽会、林間保育（5歳児）、盆踊りの夕、運動会、秋の遠足、報恩講（音楽会）、生活発表会、歳末感謝のつどい（おもちつき）、涅槃会感謝のつどい、茶道による「作法教室」（4,5歳児）

《施設関係》

園地面積 1,931㎡ 運動場面積 838㎡ 園舎延床面積 1,709㎡
吸音設備を追加するため、保育室の工事を行った。

《設備関係》

ビデオカメラを取得した。デスクトップ型パソコン、門に掲げている看板を更新した。

《事業報告》

住道幼稚園と住道保育園を統合し、平成27年4月より、幼保連携型認定こども園として「住道こども園」の運営を開始して、2年目の事業年度となった。

前年度園児数は年度当初234名、年度末246名であったが、当年度の園児数は年度当初234名、年度末244名となり、ほぼ前年度の園児数を確保できた。

教職員については、常勤保育教諭29名、非常勤保育教諭6名、職員8名の計43名で運営を行った。

補助金と保育料を合わせた保育事業収入は2億4千万円弱となり、前年度に比べ1千万円の減収となった。これは施設型給付のチーム保育加算を満額支給できなかったこと、および前年度に比べ年間を通して、1、2才児が数名少なかったことが要因として挙げられる。

支出については、法定福利費を含めた人件費支出が2億500万円となり、前年度に比べ1千万円高くなった。しかし、保育材料費は、前年度に初期投資として購入した金額分2千万円が減少したため、事業活動支出は2億4千万となり、前年度に

比べ2千万円減少した。

教育・保育については、統合初年度に比べ、少しずつ教職員間の連携が図れるようになり、積極的に意見を出しあって、教育・保育に取り組めるようになってきている。

しかし、近隣の小学校・中学校との連携や、地域の理解への取り組みが不足していると感じている教職員も多く、次年度以降の課題といえる。

また、研修や講習への参加を希望する教職員が多く、より積極的に自己研鑽に励む姿勢が見られた。

認定こども園としては、育児相談を行うなど子育て支援事業にも積極的に取り組んだ。

来年度も今年度と同等の園児数となるため、教職員間の連携を密にし、より良い教育・保育ができるよう努力していく所存である。

財産目録

平成29年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	取得年度	使用目的等	取得価額	減価償却累計額	貸借対照表価額	
I 資産の部							
1 流動資産							
現金預金							
現金	現金手許有高(住道こども園)		運転資金として			265	
現金	現金手許有高(住道こども園)		運転資金として			8,720	
普通預金	りそな銀行 住道支店(本部)		運転資金として			4,752,105	
普通預金	りそな銀行 住道支店(住道こども園)		運転資金として			16,826,524	
普通預金	りそな銀行 住道支店(住道こども園)		運転資金として			233,760	
当座預金	りそな銀行 住道支店(住道こども園)					685,921	
	小計					22,507,295	
定期預金	りそな銀行 住道支店(本部)					5,200,000	
事業未収金	施設型給付費(住道こども園)					15,633,048	
未収補助金	市補助金(住道こども園)					7,143,400	
流動資産合計						50,483,743	
2 固定資産							
(1) 基本財産							
土地	大東市三住町642番・643番合併1	789.35㎡	2015年度			197,410,420	
	大東市三住町643番2	561.98㎡					
	大東市三住町639番	330.74㎡					
	大東市三住町642番・643番合併13	337.91㎡					
	大東市三住町643番12	125.61㎡					
建物	大東市三住町642番・643番合併1、 643番地2	1489.69㎡	2015年度	第2種社会福祉 事業である保育 施設に使用して いる	518,678,400	20,747,136	497,931,264
	大東市三住町639番地、643番地12	192.51㎡	2000年度		42,842,125	13,580,946	29,261,179
建物付属設備	こども園化工事		2015年度		16,900,000	2,170,241	14,729,759
基本財産合計					578,420,525	36,498,323	739,332,622
(2) その他の固定資産							
土地	大東市大字龍間1463番	466.11㎡	2015年度		54,600,000		54,600,000
	大東市大字龍間1464番	337.19㎡					
	大東市大字龍間1465番	198㎡					
	大東市大字龍間1466番	396.69㎡					
	大東市大字龍間1467番	168.59㎡					
	大東市大字龍間1468番1	393㎡					
建物付属設備	0・1・2歳児保育室吸音工事		2016年度		2883600	361,170	2,522,430
	0・1・3歳児保育室吸音工事		2016年度		2,519,412	35,061	2,484,351
構築物	バスガレージほか				25,695,750	9,124,216	16,571,534
車両運搬具					10,388,650	10,388,647	3
器具及び備品					29,303,100	19,545,700	9,757,400
器具及び備品	(本部)				496,800	63,796	433,004
権利							270,584
退職給付 引当資産							10,519,028
保育所繰越積 立預金							3,000,000
減価償却資産 積立預金							10,000,000
その他の固定資産合計						39,518,590	110,158,334
固定資産合計						76,016,913	849,490,956
資産合計							899,974,699

II 負債の部							
1 流動負債							
事業未払金	社会保険料他						8,762,429
1年以内返済予定リース債務	縦型冷蔵庫						960,336
職員預り金	社会保険料他						3,093,744
流動負債合計							12,816,509
2 固定負債							
リース債務	縦型冷蔵庫						800,280
退職給付引当金							11,048,975
固定負債合計							11,849,255
負債合計							24,665,764
差引純資産							875,308,935

※ 現況報告書および計算書類については、独立行政法人福祉医療機構が運営する総合情報サイト「WAM NET (ワムネット)」にて案内されている「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」をご利用ください。